

多床室の室料負担について（令和 7 年 8 月施行）

「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額 8 千円相当）を導入する。

○以下の多床室（いずれも 8 ㎡/人以上に限る）の入所者について、基本報酬から室料相当額を控除し、利用者負担を求めることとする。

- ・「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
- ・「Ⅱ型」の介護医療院の多床室

○ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、一定未満の所得者については利用者負担を増加させない。

対象サービス：短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院

介護保険料等における基準額の調整（令和 7 年 8 月施行）

高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等 8 0 万円の基準について、**年金収入等 8 0 9, 0 0 0 円**を基準にすることとする。

対象サービス：高額介護サービス費、補足給付（負担限度額認定等）